

平成30年4月16日

筑波大学海外留学支援事業（はばたけ！筑大生）

平成30年度キャンパス イン キャンパス（C i C）等支援プログラム募集要項
（平成30年4月期募集）

筑波大学（以下「本学」という。）とキャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との間で締結された協定書に基づき、海外の大学で学修、調査・研究を行う予定の本学の学生で、キャンパス イン キャンパス（C i C）等支援プログラムによる支援金（以下「支援金」という。）の受給を希望する者（以下「支援学生」という。）は、下記により申請してください。

記

1 応募資格及び条件

応募資格は、平成30年4月1日現在、本学の学群又は大学院の正規課程に在籍する者（休学中の者及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム等（DDP等）を実施する海外の大学との協定書により本学の学生となる外国人留学生を除く。ただし、本学及びHome Universityのほかに第三国大学とのジョイントディグリープログラムにおいて第三国に赴く場合は申請可とする。）とし、次のいずれかの事項に該当する者とします。

- キャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学との協定書に基づき、学生の派遣を行う教育組織の長から推薦される者。
- ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム（DDP等）を実施する海外の大学との協定書を締結して、学生の派遣を行う教育組織の長から推薦される者。
- スーパーグローバル大学事業企画委員会又は教育組織が企画・実施するキャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学への短期派遣（C i C短期）は、スーパーグローバル大学事業企画委員会委員長又は教育組織の長から推薦される者。学生個人の申請はできません。

2 対象期間

留学期間は、原則として、平成30年7月1日から平成31年3月31日までに出発する1年以内とし、延長は認められません。なお、キャンパス イン キャンパス（C i C）パートナー大学及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム（DDP等）を実施する海外の大学との間で締結された協定書に、年度を超えた期間の記載がある場合は、翌年度に跨った期間での申請を可とします。

3 採用人数

平成30年4月期募集は50人程度（C i C短期を含む。）の採用を予定しています。

4 支援金の支給内容

支援金は次のとおり支給します。

(1) キャンパス イン キャンパス (C i C) 及びダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム (DDP等) にあっては、採択された用務に対して旅費 (滞在費) の一部として月額上限8万円とし、地域指定額 (月額) (東アジア6万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州7万円、その他8万円) を、原則として、支援学生がキャンパス イン キャンパス (C i C)、ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム (DDP等) を実施する海外の大学へ渡航する前に支給し、帰国後に精算を行います。

ただし、月の日数にかかわらず交換留学の期間に暦月の一か月が含まれる場合及び出発又は帰国が月の途中であり交換留学の期間が一か月に満たない場合で、その期間が15日以上ある場合は地域指定額(月額)を、15日未満の場合は地域指定額の半額を支給します。

また、採択された留学期間が翌年度に跨る場合の翌年度分の支援金は、新たに年度毎の申請を行わずに翌年度予算から支給します。

本学及びHome Universityのほかに第三国大学とのジョイントディグリープログラムにおいて第三国に赴く場合は、第三国での学修期間に係る旅費 (滞在費) の一部を支給します。

(2) スーパーグローバル大学事業企画委員会又は教育組織が企画・実施するキャンパス イン キャンパス (C i C) パートナー大学への短期派遣 (C i C短期) にあっては、本邦を発着する旅費の一部として上限15万円とし、地域指定額 (東アジア5万円、東南アジア・南アジア・中央アジア・大洋州10万円、その他15万円) を、原則として、支援学生がキャンパス イン キャンパス (C i C) パートナー大学へ渡航する前に支給し、帰国後に精算を行います。

なお、採択された留学期間が翌年度に跨る場合の翌年度分の支援金は、新たに年度毎の申請を行わずに翌年度予算から支給します。

また、筑波大学海外留学支援事業 (はばたけ! 筑大生) からの支援金のほかに、本渡航に係る支援金 (奨学金を含む。) を申請している場合は、その旨申し出てください。

(注意) 「筑波大学海外留学支援事業 (はばたけ! 筑大生)」からの支援金をもって海外留学を実施する場合、他の経費との併給は原則としてできません。ただし、指導教員等が本事業実施のために不足分を補填することを認めた場合は、学内の教育研究費 (運営費交付金)、又は使用可能な外部資金を旅費として合算使用することは妨げません。(外部資金を使用する場合は、使用目的等を十分に確認してください。)

なお、「筑波大学海外留学支援事業 (はばたけ! 筑大生)」により支援される海外留学に、さらに学内外の奨学金制度から奨学金、助成金などが支給される場合は、本事業の採択の辞退若しくは採択を取り消すものとします。

さらに、採択後に、辞退することとなった場合は支給した支援金の全額を返納し、受入れの査証取得の遅滞、移動手段の都合などの理由を問わず、留学期間が短縮となる場合は、暦月毎の支援金を精算して差額を返納してください。

5 出願に必要な書類

学生の派遣を行う教育組織の長は、次の書類を提出してください。

- (1) キャンパス イン キャンパス (C i C) 等支援プログラム申請書 (様式 1)
(推薦候補者ごとに作成)
- (2) ダブルディグリープログラム、ジョイントディグリープログラム (DDP 等) にあつては、海外の大学との間で締結された協定書 (写し)

6 出願書類提出期限及び提出先

学生の派遣を行う教育組織の長は、出願書類を平成30年5月25日(金)17時までに支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。

7 選考及び決定

学生を担当する副学長が、グローバル・コモンズ機構国際交流支援部門企画・審査委員会が行う書類審査及び必要に応じて面接審査のうえ選考を行います。なお、面接審査を行う場合は平成30年6月上旬を予定していますが、面接審査対象者には別途面接日時、場所などを連絡します。また、採否については、学長が決定後、学生が所属する教育組織の長等に通知します。

おって、採択後に、採択された申請と異なる内容に変更するなどの場合は、決定を取り消すことがあります。

8 その他

- (1) 出願書類の様式は、専用ウェブサイトからダウンロードが可能です。
(URL <http://www.tsukuba.ac.jp/students/go-abroad/scholarship.html>)
- (2) 支援学生は、学生の派遣を行う教育組織の長の確認を得て帰国後2週間以内にキャンパス イン キャンパス (C i C) 等支援プログラム報告書 (様式 2) を、支援学生の所属する教育組織対応のエリア支援室、社会人大学院等支援室又はグローバル教育院へ提出してください。キャンパス イン キャンパス (C i C) パートナー大学への短期派遣 (C i C 短期) については、その企画を実施したスーパーグローバル大学事業企画委員会委員長又は教育組織の長から提出してください。
- (3) 海外渡航の際には、「海外渡航届」を必ず提出してください。なお、「海外渡航届」の提出がない場合は、支援金の支給を保留することがあります。
- (4) 海外危機管理のうえから外務省安全ホームページにより渡航国の情勢について安全確認を行い、海外旅行登録「旅レジ」に登録又は「在留届」を提出するとともに、海外旅行保険に必ず加入し、本学が年間基本料を負担している海外安全危機管理サービスOSSMAに加入してください。なお、海外旅行保険の例として、本学学生が加入している学生教育研究災害傷害保険 (学研災) の付帯海外留学保険があります。対象者は、学研災に加入しており本学が承認した派遣留学に参加する学生となります。

9 本件に関する問合せ先

学生部学生交流課 (海外留学)

電話 029-853-6067

電子メール isc-kaigai@un.tsukuba.ac.jp